



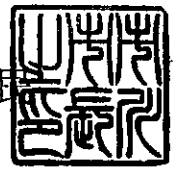
市川市告示第183号

令和元年台風15号に係る市税の申告納付等の期限の指定について

市川市市税条例（昭和29年市川市条例第12号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「期限」という。）のうち、次に掲げる指定地域に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和元年9月9日から令和元年12月1日までの間に到来するものについては、その期限を令和元年12月2日と指定するので、条例第18条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和元年11月12日

市川市長 村越 祐典



都道府県名	指 定 地 域
千葉県	千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町